

競争入札に参加する者に必要な資格

平成 5 年 4 月 12 日

告示第 37 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 11 第 2 項の規定に基づき、市が発注する工事又は製造の請負、工事に係る測量、調査、設計又は監理（以下「建設関連業務」という。）の委託、物品の調達及び役務の提供に係る競争入札参加者に必要な資格を次のように定める。

第 1 建設工事の請負契約に係る競争入札参加者に必要な資格

1 競争入札参加資格の申請に必要な要件

競争入札参加資格（以下第 1 において「資格」という。）の申請をすることができる者は、次の要件を備えていなければならない。

(1) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 27 条の 29 第 1 項に基づく総合評定値を請求していること。

(2) 1 年以上引き続き営業を行っていること。ただし、次の一に該当する場合は、被承継者の営業期間を通算する。

ア 相続人が営業施設を相続し、その営業を承継したとき。

イ 個人営業者が会社を設立し、これにその営業権を譲渡し、その会社の代表者に就任し、現にその任にあるとき。

ウ 会社が解散し、会社の代表者がその営業を譲り受け、個人営業者となったとき。

エ 会社の合併があったとき。

オ 会社の分割によりその営業を承継したとき。

カ 会社が組織を変更し、他の種の会社となったとき。

キ その他前営業者の営業と同一性をもって、包括的に営業を承継したと市長が認めるとき。

(3) 個人営業者である場合にあっては市税、所得税、消費税及び地方消費税を、法人である場合にあっては市税、法人税、消費税及び地方消費税を完納していること。

(4) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 役員等（資格の申請をする者が個人営業者である場合にあっては当該個人営業者をいい、資格の申請をする者が法人である場合にあっては当該法人の役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下(4)において同じ。）が暴力団員等（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。

以下同じ。)であると認められること。

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められること。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められること。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に有利な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められること。

オ アからエまでに該当するもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められること。

2 資格審査の実施

資格審査は、2年に1回定期に行うものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、随時の審査を行うことができる。

3 資格審査の申請

資格審査の申請をしようとする者(以下第1において「申請者」という。)は建設工事入札参加資格審査申請書等(以下第1において「申請書等」という。)を提出するものとし、その時期、方法その他必要な事項は、別に定める。

4 資格の認定

資格は、申請書等に基づいて審査し、法第2条第1項に定める建設工事の種別ごとに認定するものとし、土木一式工事、建築一式工事及び電気工事については、次の表に掲げる工事の種類ごとの設計金額(以下単に「設計金額」という。)に対応する等級(以下「等級区分」という。)に格付する。

工事の種類及び設計金額			等級
土木一式工事	建築一式工事	電気工事	
2,000万円以上	2,000万円以上	500万円以上	A
500万円以上 3,000万円未満	3,000万円未満	1,200万円未満	B
800万円未満			C

5 資格審査の項目

資格審査は、下表のとおり行う。

審査項目\工事種別	土木一式工事	建築一式工事	電気工事	その他の工事
客観的事項(経営事項審査の各項目)	○	○	○	○
主観的事項(工事成績)	○	○	○	

(注) ○は、審査項目である。

6 適用除外

4の規定のうち等級区分は、次の(1)から(5)までの一に該当する工事については適用しない。

- (1) 災害復旧工事等
- (2) 特殊な機械又は特殊な工法を要する工事
- (3) 特別な理由により、施工管理上特に配慮を要する工事
- (4) 東海旅客鉄道株式会社等の施設に関連する工事
- (5) 特別な理由により、急施を要する工事

7 資格の有効期間

4の規定により認定された資格の有効期間は、当該資格が認定された日の翌日から次の定期の審査に基づく資格の認定の日までとする。

8 合併等による資格審査の申請

資格を有する者（以下第1において「有資格者」という。）から合併等により当該営業を継承した者（当該業種に関して法第3条第1項の許可を有する者に限る。）又は相続等により当該営業を継承した者（当該業種に関して法第3条第1項の許可を有する者に限る。）は、その都度、建設工事入札参加資格継承審査申請書等（以下第1において「継承申請書等」という。）を提出することができるものとし、その方法その他必要な事項は、別に定める。

9 資格審査の特例

継承申請書等を提出した者の資格の認定及び格付並びに資格の有効期間については、4、5及び7の規定を準用する。この場合において、4中「申請書等」とあるのは、「継承申請書等」と読み替えるものとする。

10 廃業等の届出

申請書等又は継承申請書等を提出した者が、次の一に該当することとなったときは、それぞれに掲げる者は、速やかにその旨を届け出なければならない。

- (1) 死亡したとき その相続人
- (2) 法人が合併により消滅したとき その役員であった者
- (3) 法人が破産により解散したとき 破産管財人
- (4) 法人が合併又は破産以外の事由により解散したとき その清算人
- (5) 廃業したとき 本人又は役員

11 変更の届出

申請書等又は継承申請書等を提出した後、次に掲げる事項に変更があったときは、速やかにその旨を届け出るものとし、その方法その他必要な事項は、別に定める。

- (1) 商号又は名称
- (2) 住所、電話番号、ファクシミリ番号及びメールアドレス
- (3) 代表者
- (4) 許可を受けた建設業の区分
- (5) 組織（有限会社から株式会社への変更等）
- (6) 営業所等の名称、所在地、電話番号、ファクシミリ番号、メールアドレス及び代理人（契約に関する権限等を委任している場合）
- (7) 使用印鑑

12 資格の認定の取消し等

市長は、有資格者が次の一に該当する者となったとき又は不正の手段により資格の認定を受けたと認められるときは、資格の認定を取り消し、当該有資格業者又は法第12条各号の一に掲げる者にその旨を通知するものとする。

- (1) 施行令第167条の4又は第167条の11第1項に該当することとなった者
- (2) 法第3条第3項の規定によりその許可について効力を失うこととなった者
- (3) 法第29条の規定により、建設業の許可を取り消された者

第2 建設関連業務の委託に係る競争入札参加者に必要な資格

1 競争入札参加資格の申請に必要な要件

競争入札参加資格（以下第2において「資格」という。）の申請をすることができる者は、次の要件を備えていなければならない。

- (1) 営業に関し法律上必要とする登録等を有する者であること。
- (2) 第1の1(2)及び(3)に規定する要件を満たす者であること。
- (3) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 役員等（資格の申請をする者が個人営業者である場合にあつては当該個人営業者をいい、資格の申請をする者が法人である場合にあつては当該法人の役員又はその支店若しくは常時建設関連業務の委託に係る契約を締結する事務所の代表者をいう。以下(3)において同じ。）が暴力団員等であると認められること。

イ 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められること。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められること。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に有利な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められること。

オ アからエまでに該当するもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な

関係を有していると認められること。

2 資格審査の実施

資格審査は、2年に1回定期に行うものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、随時の審査を行うことができる。

3 資格審査の申請

資格審査の申請をしようとする者（以下第2において「申請者」という。）は建設関連業務委託入札参加資格審査申請書等（以下第2において「申請書等」という。）を提出するものとし、その時期、方法その他必要な事項は、別に定める。

4 業種区分

資格審査の業種区分は、次に掲げるものとする。

- (1) 測量
- (2) 建築関係建設コンサルタント業務
- (3) 土木関係建設コンサルタント業務
- (4) 地質調査業務
- (5) 補償関係コンサルタント業務
- (6) その他市長が定める業務

5 資格の認定

資格は、申請書等に基づいて、次に掲げる項目を審査し、希望業種区分ごとに認定する。

- (1) 業種区分別の直前2年の年間平均実績高
- (2) 自己資本の額
- (3) 職員の数
- (4) 営業年数

6 資格の有効期間

5の規定により認定された資格の有効期間は、当該資格が認定された日の翌日から次の定期の審査に基づく資格の認定の日までとする。

7 合併等による資格審査の申請

資格を有する者（以下第2において「有資格業者」という。）から合併等により当該営業を継承した者（当該営業に関し法律上必要とする登録等を有する者に限る。）又は相続等により当該営業を継承した者（当該営業に関し法律上必要とする登録等を有する者に限る。）は、その都度、建設関連業務委託入札参加資格継承審査申請書等（以下第2において「継承申請書等」という。）を提出することができる者とし、その方法その他必要な事項は、別に定める。

8 資格審査の特例

継承申請書等を提出した者の資格の認定、資格の有効期間については、5 及び 6 の規定を準用する。この場合において、5 中「申請書等」とあるのは、「継承申請書等」と読み替えるものとする。

9 廃業等の届出

申請書等又は継承申請書等を提出した者が、次の一に該当することとなったときは、それぞれに掲げる者は、速やかにその旨を届け出なければならない。

- (1) 死亡したとき その相続人
- (2) 法人が合併により消滅したとき その役員であった者
- (3) 法人が破産により解散したとき 破産管財人
- (4) 法人が合併又は破産以外の事由により解散したとき その清算人
- (5) 廃業したとき 本人又は役員

10 変更の届出

申請書等又は継承申請書等を提出した後、次に掲げる事項に変更があったときは、速やかにその旨を届け出るものとし、その方法その他必要な事項は、別に定める。

- (1) 商号又は名称
- (2) 住所、電話番号、ファクシミリ番号及びメールアドレス
- (3) 代表者
- (4) 登録等を受けている事業
- (5) 組織（有限会社から株式会社への変更等）
- (6) 営業所等の名称、所在地、電話番号、ファクシミリ番号、メールアドレス及び代理人（契約に関する権限等を委任している場合）
- (7) 使用印鑑

11 資格の認定の取消し等

市長は、有資格者が次の一に該当する者となったとき又は不正の手段により資格の認定を受けたと認められるときは、資格の認定を取り消し、当該有資格業者にその旨を通知するものとする。

- (1) 施行令第 167 条の 4 又は第 167 条の 11 第 1 項に該当することとなった者
- (2) 営業に関し法律上必要とする登録等を有さなくなった者

第 3 物品の製造の請負若しくは調達又は役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格

1 競争入札参加資格の申請に必要な要件

競争入札参加資格（以下第 3 において「資格」という。）の申請をすることができ

る者は、次の要件を備えていなければならない。

- (1) 営業に関し法律上必要とする登録等を有する者であること。
- (2) 第1の1(2)及び(3)に規定する要件を満たす者であること。
- (3) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 役員等（資格の申請をする者が個人営業者である場合にあっては当該個人営業者をいい、資格の申請をする者が法人である場合にあっては当該法人の役員又はその支店若しくは常時物品の製造の請負若しくは調達又は役務の提供に係る契約を締結する事務所の代表者をいう。以下(3)において同じ。）が暴力団員等であると認められること。

イ 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められること。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められること。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に有利な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められること。

オ アからエまでに該当するもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められること。

2 資格審査の実施

資格審査は、2年に1回定期に行うものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、随時の審査を行うことができる。

3 資格審査の申請

資格審査の申請をしようとする者（以下第3において「申請者」という。）は物品製造請負等入札参加資格審査申請書等（以下第3において「申請書等」という。）を提出するものとし、その時期、方法その他必要な事項は、別に定める。

4 資格の認定

資格は、申請書等に基づいて次に掲げる項目を審査し、認定する。

- (1) 販売等の年間実績高
- (2) 職員の数
- (3) 営業年数

5 資格の有効期間

4の規定により認定された資格の有効期間は、当該資格が認定された日の翌日から次の定期の審査に基づく資格の認定の日までとする。

6 合併等による資格審査の申請

資格を有する者（以下第3において「有資格業者」という。）から合併等により当該営業を継承した者（当該営業に関し法律上必要とする登録等を有する者に限る。）又は相続等により当該営業を継承した者（当該営業に関し法律上必要とする登録等を有する者に限る。）は、その都度、物品製造請負等入札参加資格継承審査申請書等（以下第3において「継承申請書等」という。）を提出することができる者とし、その方法その他必要な事項は、別に定める。

7 資格審査の特例

継承申請書等を提出した者の資格の認定、資格の有効期間については、4及び5の規定を準用する。この場合において、4中「申請書等」とあるのは、「継承申請書等」と読み替えるものとする。

8 廃業等の届出

申請書等又は継承申請書等を提出した者が、次の一に該当することとなったときは、それぞれに掲げる者は、速やかにその旨を届け出なければならない。

- (1) 有資格者が死亡したとき その相続人
- (2) 法人が合併により消滅したとき その役員であった者
- (3) 法人が破産により解散したとき 破産管財人
- (4) 法人が合併又は破産以外の事由により解散したとき その清算人
- (5) 廃業したとき 本人又は役員

9 変更の届出

申請書等又は継承申請書等を提出した後、次に掲げる事項に変更があったときは、速やかにその旨を届け出るものとし、その方法その他必要な事項は、別に定める。

- (1) 商号又は名称
- (2) 住所、電話番号、ファクシミリ番号及びメールアドレス
- (3) 代表者
- (4) 登録等を受けている事業
- (5) 組織（有限会社から株式会社への変更等）
- (6) 営業所等の名称、所在地、電話番号、ファクシミリ番号、メールアドレス及び代理人（契約に関する権限等を委任している場合）
- (7) 使用印鑑

10 資格の認定の取消し等

市長は、有資格者が次の一に該当する者となったとき又は不正の手段により資格の認定を受けたと認められるときは、資格の認定を取り消し、当該有資格業者にその旨を通知するものとする。

- (1) 施行令第 167 条の 4 又は第 167 条の 11 第 1 項に該当することとなった者
- (2) 営業に関し法律上必要とする登録等を有さなくなった者

附 則

この告示は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 29 年 3 月 28 日から施行する。

附 則

この告示は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。